

指定居宅介護支援介護事業所サンホームみやこ管理運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若竹会が開設する指定居宅介護支援事業所サンホームみやこ(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。
- 2 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。
 - 3 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
 - 4 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
 - 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス、他の介護保険施設及び他の居宅介護支援事業所と綿密な連携を図り、総合的にサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 指定居宅介護支援事業所サンホームみやこ
- (2) 所在地 宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地43

(職員の区分及び定数)

第4条 職員の区分及び定数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(兼務)
- (2) 介護支援専門員 4人以上
- (3) 事務員 1名(兼務)

(職員の職務)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者

事業所の総括的管理業務を行う。

(2) 介護支援専門員

居宅介護支援の提供にあたる。

(3) 事務員

必要な事務処理を行う。

(4) 上記各号に掲げる職種において、利用者宅への訪問等にあたる者は、交通法令を遵守し安全運転を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第7条 居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者、家族からの相談受付
- (2) アセスメント(課題分析)
- (3) 居宅サービス計画の原案の作成
- (4) サービス担当者会議の開催・運営
- (5) 居宅サービス計画の作成とサービスの連絡・調整
- (6) モニタリング(サービス実施状況の継続的な把握、評価)
- (7) 要介護認定更新申請・区分変更申請の代行
- (8) 介護保険サービスの紹介等

(居宅介護支援の提供方法)

第8条 居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する所在地、ほか
- (2) 使用する課題分析票の種類 厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす独自様式を活用
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する所在地、利用者宅等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上

(居宅介護支援の利用料)

第9条 サービスを提供した場合の利用料は介護報酬告示上の額とし、利用者負担は無料とする。ただし、次にあげる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合は、実費として次の額を徴収することができる。

① 要介護度 1、2 16,690 円（特定事業所加算Ⅱ、特別地域加算含む）

② 要介護度 3、4、5 20,430 円（特定事業所加算Ⅱ、特別地域加算含む）

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。

3 利用料の支払いは、現金、口座振込または自動振替等により、指定期日までに受ける。

（通常の事業実施地域）

第10条 通常の事業実施地域は、宮古市の区域とする。ただし、旧新里村、旧川井村を除く。

（サービス提供記録の記載）

第11条 サービスを提供した際には、その提供日・内容、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

第12条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第13条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明等必要な措置を講ずる。

（損害賠償）

第14条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第15条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。また、所長は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

（身体拘束の禁止）

第16条 施設は、サービスの提供にあたって、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の施設職員への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 施設職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 介護職員等の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 随時

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録等の必要な記録及び帳簿を整備する。

3 利用者は、当該サービスを利用する際は、職員の指示に従わなければならない。

4 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、所長が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 第4条の条文中、「事業所に勤務する」の次に「職員の」の文言を挿入する。

2 第4条(2)の条文中「2人」を「3人」に改め、()書きの条文を削除する。

3 第6条第2項の条文中、「次の額を徴収する。」を「次の額を徴収することができる。」に改め、「なお、」以下の条文を削除する。また、(1)及び(2)の条文中、「事業所から」を「通常の事業実施地域から」に改める。

4 第8条(4)の条文中月1回「程度」を「以上」に改める。

5 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

- 1 第1条、第2条、第4条、第6条の条文の一部を改正及び削除する。(別紙のとおり)
- 2 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条、第6条、第8条、第9条の条文を改正する。(別紙のとおり)
- 2 第5条、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条を追加し、以下の条文を繰り下げる。(別紙のとおり)
- 3 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(3)の条文中「5人」を「4人」に改める。
- 2 この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(3)の条文中「4人」を「5人」に改める。
- 2 この規程は、平成19年8月6日から施行する。

附 則

- 1 第4条(3)の条文中「5人」を「4人」に改める。
- 2 この規程は、平成19年9月11日から施行する。

附 則

- 1 第8条(1)の条文中「第3条に規定する所在地に同じ」を「第3条に規定する所在地、ほか」に改める。
- 2 第8条(3)の条文中「第3条に規定する所在地に同じ」を「第3条に規定する所在地、利用者宅等」に改める。
- 3 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第9条の条文を「事業所が提供するサービスの利用料は無料とする。」から「サービスを提供した場合の利用料は介護報酬告示上の額とし、利用者負担は無料とする。」に改正する。
- 2 第9条(1)の条文を削除し、以下繰り上げる。
- 3 第10条の条文に「ただし、旧田老町、旧新里村、旧川井村を除く。」を加える。
- 4 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(1)の条文に「(管理者)(兼務)」を加える。
- 2 第4条(2)の条文を削除し、以下繰り上げる。

- 3 第5条(2)の条文を削除し、以下繰り上げる。
- 4 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(2)の条文中「5人」を「6人」に改める。
- 2 この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 第3条(2)の条文中「宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地20」を「宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地43」に改める。
- 2 第4条(2)の条文中「6人」を「5人」に改める。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(2)の条文中「5人」を「6人」に改める。
- 2 第9条(2)の条文中「①要介護度1、2 11,500円(特別地域加算含む) ②要介護度3、4、5 14,950円(特別地域加算含む)」を「①要介護度1、2 11,983円(特別地域加算含む) ②要介護度3、4、5 15,559円(特別地域加算含む)」に改正する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(2)の条文中「6人」を「7人」に改める。
- 2 第7条(1)から(6)の条文を業務プロセス順に改める。
- 3 第7条(7)を繰り下げ、(7)に「要介護認定更新申請・区分変更申請の代行」を加える。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(2)の条文中「7人」を「6人」に改正する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(2)の条文中「6人」を「5人」に改める。
- 2 第6条(1)の条文中「12月29日から」を「12月31日から」に改める。
- 3 第9条(1)の「①要介護度1、2 11,983円」を「①要介護度1、2 16,160円」に、「②要介護度3、4、5 15,559円」を「②要介護度3、4、5 19,790円」に改める。
- 5 第16条4項の条文中「管理者がサンホームみやこ統括に内申し」を「所長」に改める。
- 6 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(2)の条文中「5人」を「4人」に改める。
- 2 第4条(4)に「事務員 1名(兼務)」を加える。
- 3 第5条(4)を繰り下げ、(4)に「事務員 必要な事務処理を行う。」加える。
- 4 第9条(2)の条文中「①要介護度 1、2 16,160 円(特別地域加算含む) ②要介護度 3、4、5 17,790 円(特別地域加算含む)」を「①要介護度 1、2 16,444 円(特定事業所加算Ⅱ、特別地域加算含む) ②要介護度 3、4、5 20,147 円(特定事業所加算Ⅱ、特別地域加算含む)」に改める。
- 5 第16条を繰り下げ、第16条に次の条文を加える。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- 6 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(1)の条文中「所長(管理者)」を「管理者」に改め、第4条(3)を削り、以下を繰り上げる。
- 2 第5条(1)の条文中「所長」を「管理者」に改め、第5条(3)を削り、以下を繰り上げる。
- 3 第8条(2)の条文中「居宅サービス計画ガイドライン」を「厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす独自様式を活用」に改める。
- 4 第9条(2)の条文中「①要介護度 1、2 16,444 円(特定事業所加算Ⅱ、特別地域加算含む) ②要介護度 3、4、5 20,147 円(特定事業所加算Ⅱ、特別地域加算含む)」を「①要介護度 1、2 16,440 円(特定事業所加算Ⅱ、特別地域加算含む) ②要介護度 3、4、5 20,150 円(特定事業所加算Ⅱ、特別地域加算含む)」に改める。
- 5 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第9条(2)の条文中「①要介護度 1、2 16,440 円(特定事業所加算Ⅱ、特別地域加算含む) ②要介護度 3、4、5 20,150 円(特定事業所加算Ⅱ、特別地域加算含む)」を「①要介護度 1、2 16,690 円(特定事業所加算Ⅱ、特別地域加算含む) ②要介護度 3、4、5 20,430 円(特定事業所加算Ⅱ、特別地域加算含む)」に改める。
- 2 第9条3項の条文中の「現金または銀行口座振込等により」を「現金、口座振込または自動振替等により」に改める。

5 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 第16条「身体拘束の禁止」に係る条項を加える。

2 この規程は、令和7年4月1日から施行する。